

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】運用型退職給付信託の活用について	P1
【コラム】金融ジェロントロジーとDB制度の活用について	P6

運用型退職給付信託の活用について

1. はじめに

退職給付信託は、企業が保有する有価証券や現金に対して、退職一時金の支払いや企業年金の掛金の支払いのみに充当することを目的とするなど、一定の要件を満たした信託契約を設定することで、当該有価証券や現金を退職給付会計における「年金資産」として取り扱うことができ、退職給付会計上の積立不足の圧縮が期待できる信託です。2000年4月に導入された退職給付会計への影響を緩和するために作られた信託であり、創設されてから20年以上が経過しました。

創設時は現金ではなく、主に持ち合い株といった有価証券を信託に拠出する「管理型」が主流でしたが、最近は現金を拠出し運用する「運用型」が増えてきています。その背景には、コーポレートガバナンスコードの改訂に伴う持ち合い株の売却といった社会情勢の変化や、余資の資金運用ニーズの高まりなどがあります。今月号では、現金の拠出による運用型の退職給付信託を中心に、導入効果や活用事例を紹介していきます。

なお、本稿では以下の用語に対して略称を用いています。

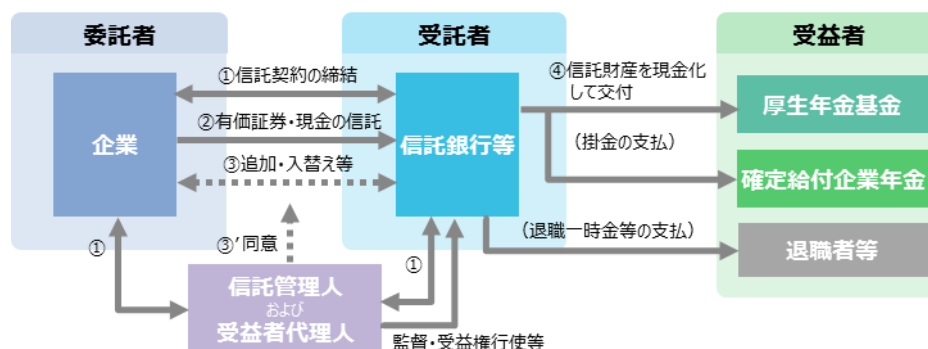
貸借対照表：B/S

損益計算書：P/L

2. 退職給付信託のスキーム

退職給付信託は、委託者である企業が、保有する有価証券または現金を受託者である信託銀行等へ信託し、受託者が委託者の指図に基づいて、退職一時金の支払いや企業年金の掛金の支払いに充当するものです。スキームのイメージは図表1のとおりです。

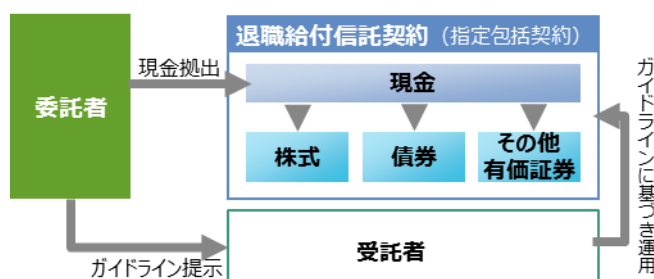
<図表1> 退職給付信託のスキーム(管理型・運用型共通)



「管理型」では退職一時金の支払いや企業年金の掛金の支払いの原資として有価証券または現金を受託者（信託銀行等）へ拠出します。有価証券を拠出する場合、株式の名義は受託者に移りますが、議決権の行使は委託者である企業に残すことができるため、実質的な持ち合いの効果を引き続き維持することが可能です。受託者は拠出された有価証券や有価証券から発生した配当金等を管理します。委託者はその時価を退職給付会計上の年金資産として取り扱うことができるため、退職給付会計上の積立不足の圧縮を図ることができます。

一方、「運用型」は現金を受託者へ拠出します。受託者は委託者から現金をどのように運用するかを示した書面等（ガイドライン）の提示を受け、これに基づいて運用を行います。委託者は運用資産の時価を退職給付会計上の年金資産として取り扱うことができるため、「管理型」と同様に退職給付会計上の積立不足の圧縮を図ることができます。（図表2をご参照）

＜図表2＞ 運用型退職給付信託の運用イメージ



3. 「管理型」と「運用型」の違いについて

「管理型」「運用型」いずれも、退職給付会計上の積立不足の圧縮が図れる点では同じといえますが、「管理型」においては、信託口座に拠出した有価証券による配当金（現金）が積みあがったとしても、別途他の株式等を購入しない限り現金のまま保有されるため、資金の有効活用の観点では効率性は高いとは言えません。一方、「運用型」は拠出された現金を債券や株式等で運用し必要に応じてリバランスも可能なため、効率性は高いといえます。また、「管理型」においては拠出するものが個別銘柄の有価証券であるため、時価の変動リスクが大きく、変動の予測も困難となる場合があります。「運用型」においては、期待運用収益率・リスクに応じたアセットミックス（資産構成割合）を設定することが可能なため、時価の変動をある程度コントロールすることも可能であり、期待運用収益率を合理的に見積もることにより退職給付費用が計画的に削減されP/Lの改善を図ることも可能です。「管理型」と「運用型」の主な違いについては図表3のとおりです。

＜図表3＞ 管理型と運用型の主な違い

	管理型（有価証券拠出の場合）	運用型
拠出する資産	<ul style="list-style-type: none"> 持ち合い株等の有価証券 	<ul style="list-style-type: none"> 現金
B/S への影響	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計上の積立不足の解消 自己資本比率が改善 (有価証券に含み益がある場合 効果に上積みあり) 	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計上の積立不足の解消 自己資本比率が改善
P/L への影響		
設定時	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の含み損益が実現 (簿価から時価への評価替え) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし
管理・運用時	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に期待運用収益率による退職給付費用の削減効果なし 時価変動が大きいため多額の数理計算上の差異が発生し、費用の変動が大きくなる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 期待運用収益率による退職給付費用の削減効果あり リスクを抑えた運用により、数理計算上の差異の発生を抑制することが可能

4. 運用型退職給付信託の導入効果

運用型退職給付信託を導入した場合の会計上の効果をB/S、P/L、キャッシュフローの観点から具体的に見ていきます。前提は以下の通りとします。

【前提】

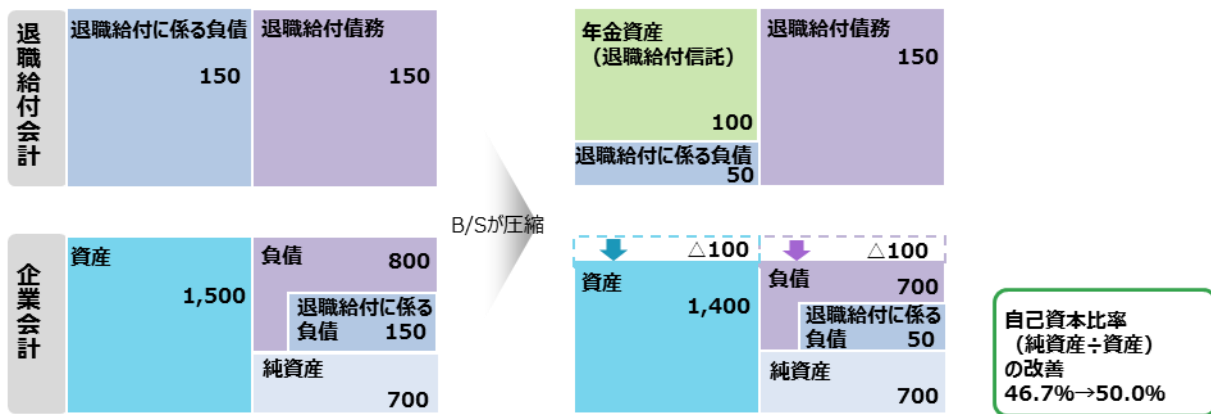
- ・ 退職一時金制度を実施
- ・ 長期期待運用収益率は2.0%
- ・ 現金100を運用型退職給付信託に拠出

(注) 個別の事案については各企業の会計士、税理士等にご相談のうえご対応いただきますようお願いいたします。

【B/Sについて】

冒頭に述べたように、信託した現金は一定の要件を満たすことで退職給付会計上の「年金資産」とみなされます。そのため、拠出した現金相当の資産が減少し、同額だけ退職給付に係る負債（退職給付引当金）が減少します。純資産に変動はないため、B/Sが圧縮（スリム化）され、自己資本比率（純資産÷資産）が向上します。（図表4をご参照）

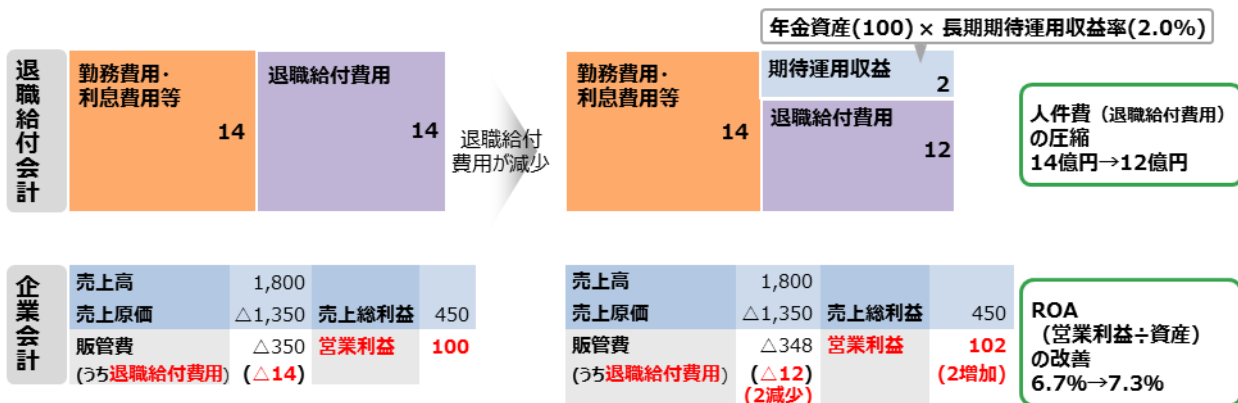
＜図表4＞ B/Sへの「運用型」導入効果イメージ



【P/Lについて】

「運用型」においては、期待運用収益率に応じたアセットミックスを設定できることから、退職給付費用の算定において期待運用収益を見込むことが可能です。そのため、退職給付費用（人件費）を削減することができ、営業利益が改善しROA（営業利益÷資産）の改善につながります。（図表5をご参照）

＜図表5＞ P/Lへの「運用型」導入効果イメージ



【キャッシュフローについて】

退職給付信託を設定すると、退職一時金の支払いや企業年金の掛金の支払いを当該信託から行うことができるため、**資金負担の軽減が可能です**。また、退職給付信託を設定したからといって必ずこの信託資産から支払いをしなければならないわけではなく、引き続き企業から支払いを行うことも可能であり、むしろ退職給付信託の効果（B/S・P/Lの改善等）の維持の観点からは、退職給付信託設定前と同様に企業の手元資産を使用することが一般的です。

5. 活用事例について

当初、退職給付信託は退職給付会計導入時に発生する負債の圧縮を目的とし活用されてきました。現在も同じ目的で設定するケースもありますが、次のような運用型のスキームを活用した事例を紹介します。

- ① 余資の有効活用
- ② 管理型の有価証券の売却に伴い運用型へ変更
- ③ 管理型の退職給付信託内に積みあがった配当金を運用型へ変更

【①余資の有効活用】

現金などの余資の有効な活用方法の1つとして考えられます。余資の活用方法としては、投資信託や有価証券等の購入による社内運用も考えられます。運用型退職給付信託の場合は単なる資産運用だけではなく、人件費の削減効果に加え、B/Sのスリム化も期待できます。一方で、信託目的以外に使用できず、原則資金が手元に残らないという特徴もあります。社内運用との主な違いについては図表6のとおりです。

＜図表6＞ 社内運用と運用型退職給付信託の主な違い

	社内運用	運用型退職給付信託
資金の自由度	<ul style="list-style-type: none">自由に換金が可能なため、別の用途にも使用可能	<ul style="list-style-type: none">手元から離れ、退職一時金の支払いや掛金の支払い以外に使用できない
B/S上の影響	<ul style="list-style-type: none">オンバランス	<ul style="list-style-type: none">オフバランス
P/L上の影響	<ul style="list-style-type: none">収益発生時に営業外収益の計上により「経常利益」が改善評価差額は全て当期の損益に反映	<ul style="list-style-type: none">期待運用収益だけ退職給付費用（人件費）が削減し「営業利益」が改善想定を超える時価変動は一定期間で費用処理が可能（※）
従業員への効果	<ul style="list-style-type: none">特になし	<ul style="list-style-type: none">従業員に対して退職金原資が保全されているという安心感を与えることが可能

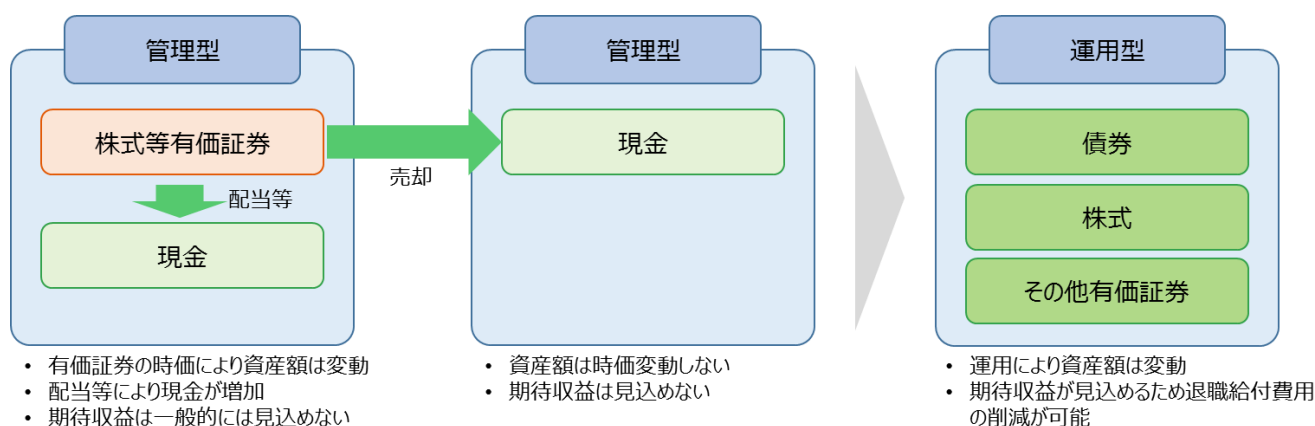
（※）原則法による退職給付会計を適用している場合に限りです。

【②管理型の有価証券の売却に伴い運用型へ変更】

近年、コーポレートガバナンスコードに持ち合い株の見直しが織り込まれたことにより、上場企業においては持ち合い株の縮小に向けた見直しが進んできています。退職給付信託に拠出した持ち合い株を売却した場合、売却後の現金は手元には戻らず同信託内に残ることになります。管理型の場合、別途他の株式等を購入しない限り現金のまま保有し続けることになり期待運用収益率を見込むことができないため、退職給付費用の削減効果は得られません。そのため、資金の効率的な運用、退職給付費用の削減効果を期待して持ち合い株の売却にあわせて運用型へ切り替える事例もあります。（図表7をご参照）

また、管理型は個別銘柄の有価証券であるため、時価変動が大きく多額の数理計算上の差異が発生し、退職給付費用の変動に影響を与えることがあります。一方で、運用型の場合、リスクの低いアセットミックスを設定すれば数理計算上の差異の発生を抑制することが可能です。そのため、時価変動の抑制を目的とし、管理型の有価証券を売却し運用型へ切り替える事例もあります。

＜図表7＞ 管理型の有価証券の売却に伴い運用型へ変更するイメージ

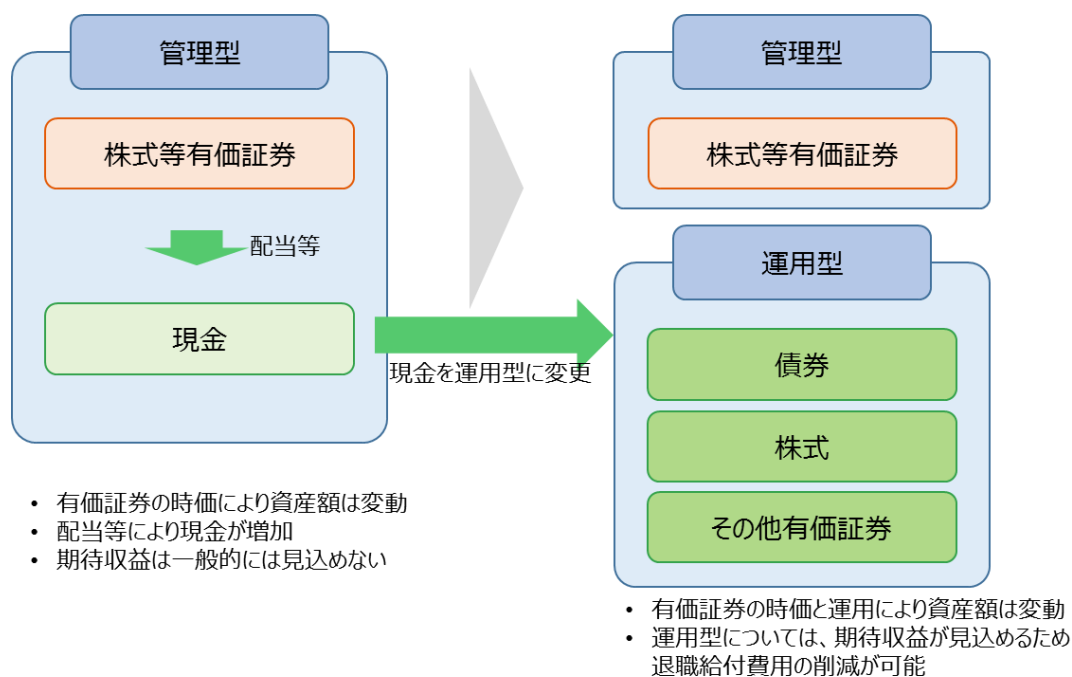


(注) 個別の事案については各企業の会計士、税理士等にご相談のうえご対応いただきますようお願いいたします。

【③管理型の退職給付信託内の配当金を運用型へ変更】

長期間、管理型の退職給付信託を実施してきた場合、退職給付信託内に多額の配当金（現金）が積みあがっているケースがあります。上記同様、管理型においては現金のまま保有し続けることになるため期待運用収益率を見込むことができず、退職給付費用の削減効果は得られません。資金の効率的な運用、退職給付費用の削減等の効果を期待して運用型へ切り替える事例もあります。＜図表8をご参照＞

＜図表8＞ 管理型の退職給付信託内の配当金を運用型へ変更するイメージ



(注) 個別の事案については各企業の会計士、税理士等にご相談のうえご対応いただきますようお願いいたします。

6. 税務上の取扱いについて

退職給付信託の税務上の主な取扱いは図表9のとおりです。

一般的な投資信託同様、配当の発生時や外部への売却益に対して委託者に課税されます。有価証券を抛出する「管理型」においては、企業会計上は信託への抛出時に簿価から時価へ評価方法が変わるため、含み益がある場合「退職給付信託設定益」が会計上発生しますが、税法上は一般的には課税されません。これは形式的には所有権が委託者から受託者（信託銀行等）に移転しますが、法人税法上は委託者が引き続き当該資産を所有するものとみなされ、当初保有時の評価方法（一般的には簿価）が引き継がれるためです。

企業年金における年金資産には、運用収益や外部への売却時においても課税されない優遇措置がありますが、退職給付信託はそのような税法上の優遇措置はありません。

＜図表9＞ 退職給付信託の税務上の主な取扱い

退職給付信託設定時
退職給付信託設定損益（「管理型」のみ発生）について課税されません。
配当金等（益金不算入限度超過額）の収益発生時
信託財産の配当金等の収益は委託者に課税されます。（配当は信託元本に組み入れられる取扱いのため、事業主には交付されません。）
信託財産の外部への売却時点
信託財産の外部への売却等で発生した損益は委託者に課税されます。
信託財産から掛金の抛出または給付の支給時点
信託財産より企業年金制度の掛金の抛出または退職一時金の支給がされた場合、当該金額は損金算入されます。

7. まとめ

「運用型」を中心とした退職給付信託の導入効果や事例について紹介してまいりました。抛出した現金は信託目的以外に使用できず、原則手元に戻らないといった制約はつきますが、導入することで、B/Sのスリム化による自己資本比率の改善、人件費の削減による営業利益の改善、キャッシュフローの負担軽減、退職金原資の外部保全による従業員への安心感、といった効果が得られます。

企業内における余資だけでなく、既に実施している「管理型」の退職給付信託内の現金や、同信託内の有価証券をキャッシュ化した資金に対して導入することで、本来の信託目的を維持したままに上記のような効果を得ることも可能です。

今回、「運用型」の退職給付信託を改めてご理解いただくことで、会社資金の有効活用の一助となれば幸いです。なお、個別の事案については、各企業の会計士、税理士等にご相談のうえご対応いただきますようお願いいたします。

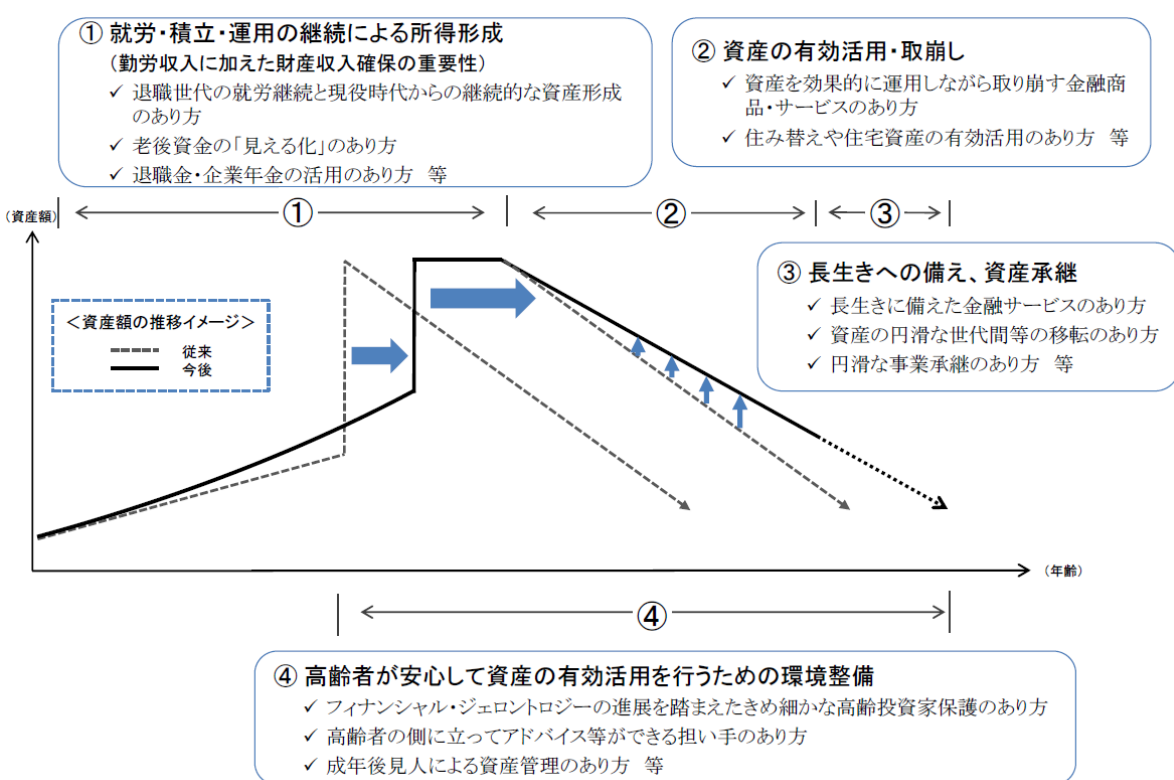
（年金業務部 年金コンサルティング室 鮫島 康介）

りそなコラム

金融ジェロントロジーとDB制度の活用について

今月のコラムは、DB制度の導入に興味を持っているお客さまに説明を行ってきたが、宿題を1つ抱えて帰ってきた、とある信託銀行の営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」の会話です。

- A さ ん：先日、DB制度を新たに実施することに興味を持っていらっしゃるお客さまのところに説明に伺いました。現在退職一時金のみ実施しているということでしたので、掛金の損金算入等、DB制度導入のメリットを説明したのですが、お客さまから「退職一時金の取り崩しでもDB制度でも従業員にとってあまり変わらないのでは？」という質問を受けて答えに窮してしまいました・・・。
- B 課 長：お疲れさま。そういった質問が出るとは、従業員の福利厚生についても真剣に考えておられるお客さまだね。では、従業員の立場からみたDB制度のメリットについて、今回は以下の図を活用して**従業員の老後の資産形成**という切り口で考えてみようか。これは金融庁が2018年に公表した資料「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ)に登場する老後の資産形成に関する課題をまとめた図だよ。



※出典 金融庁「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ)

- A さ ん：年金に関する国の資料だと厚生労働省の資料はお客さまへの提案に使ったことはありますが、これは見たことない図ですね。
- B 課 長：この図の見方を説明すると、横軸は国民が働き手になってからの年齢、縦軸は所有する資産の大きさを表している。そして2つのグラフについては、点線の「従来」が現状の資産推移を、実線の「今後」が将来の目標とする資産推移をそれぞれ示している。この2つのグラフから何かわかることはあるかな？
- A さ ん：「従来」のグラフに比べて、「今後」のグラフは大分右に動いていますね。そして、資産額が落ちるスピードも「今後」のグラフの方が緩やかですね。
- B 課 長：そうだね。つまり、資産が尽きてしまうまでの期間を「**資産の寿命**」と捉えると、今後は人間の寿命の伸長に合わせて、「資産の寿命」も伸ばしていく必要があることを示しているともいえるね。そうしないと、寿命が延びた期間の間お金がなくて生活が厳しくなるからね。そして、図中①～④の4点が「資産の寿命」を伸ばしていくための課題として挙げられているんだ。
- A さ ん：確かに長生きしても途中でお金が足りなくなってしまうと、生き活きとした老後生活は過ごせなさそうですね。そして、これらの課題①～④の解消において退職一時金制度よりDB制度の方が役に立つということですか？

B 課 長：その通り！ではこれまでの内容を踏まえて、DB制度のメリットをこの図を使って説明してみようか。

A さ ん：えっと、まず②について、DB制度は年金を受給している間も原資となる資産は年金制度が運用するので「資産の有効活用・取り崩し」ができるといえますね。受給期間中の運用リスクは一般的には個人ではなく年金制度が負う設計になっているので、個人で退職金を運用するより安心ですし、低金利下でも年金として受け取ることで安定的に運用収入が見込めるのではないかと考えられます。「③長生きへの備え」については、DB制度が終身年金を採用していれば資産の寿命のほうが先に尽きてしまう長生きリスクを抑制できますね。

B 課 長：いい説明だね。さらに④について補足すると、退職金はいったん老後資産の原資が高齢者の懐に入るため費消するリスクがあるし、資産運用を行っても例えば加齢により認知機能が低下すると自分自身で状況を管理することが難しくなる場合もある。一方で、DB制度は受給期間中の資産は年金制度が管理するので「④高齢者が安心して資産の有効活用を行う」ともいえるね。

A さ ん：なるほど、確かに老後の資産形成については今の自分の年齢による感覚で考えがちですが、実際は加齢に伴い自分自身による判断が困難になるリスクについても考えないといけないですね。

B 課 長：これまでの話をまとめると以下の表のようになるよ。

DB制度の特徴	従業員の老後の資産形成におけるDB制度のメリット
受給中の年金制度による資産運用	② 資産の有効活用・取り崩し
終身給付（終身年金採用先）	③ 長生きリスクへの備え
受給中の年金制度による資産管理	④ 高齢者にとって安心な資産管理

※①については、退職一時金制度・DB制度ともにメリット有

なお、今回はDB制度が高齢者の資産形成の課題にどう役に立つかについて考えたけど、このような高齢者の経済課題に対する解決策については金融ジェロントロジー（金融老年学）という学問として研究されているんだよ。金融ジェロントロジーは長寿や加齢によって生じる経済的な問題を解決するための新しい研究分野として、関連する書籍や記事も最近徐々に増えているから確認してみてもいいかもね。

A さ ん：ありがとうございます。金融ジェロントロジーのアプローチから、資産寿命の延伸や高齢者にとっての金融サービスのあり方を考えたりもできそうですね。お客さまはもちろん自分の老後を考えるうえでも役に立ちそうな内容なので勉強しておきます。

そして、この表にまとめられているポイントを意識して、お客さまにとっても従業員の方にとってもプラスになる制度を提案できるよう頑張ります。

（年金業務部 年金信託室 数理Gr 小野 剛）

企業年金ノート 2021(令和3)年2月号 No.634

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>